

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2020年11月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

重要な税及び規制に関する最新情報

1. 税務調査及びその実施の対象となる申告書の選定基準に関するガイドライン

直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes：以下「CBDT」）は、2020年から2021年までの事業年度における全面的な税務調査及びその実施の対象となる申告書について、選定基準を定めたガイドラインを発行した。本ガイドラインに関する詳細は、以下リンク先を参照されたい。

[Tax Alert | Delivering clarity](#)（Deloitte India 24 September 2020（英語、PDF））

2. 所得税法に基づいた非対面型手続の対象範囲拡大

インド政府は、「2020年税法及びその他法律（特定の規定の緩和及び改正）に関する法案（Taxation and Other Laws (Relaxation and Amendment of Certain Provisions) Bill, 2020）」を提出した。本法案は、特に非対面型の税務調査又は税務調査手続を制定するもので、所得税法（income-tax law）に基づき、非対面型手続の対象範囲をその他様々な手続まで拡大するものである。

2020年8月13日、インド政府は、「透明性のある課税～誠実な納税者に対する敬意～」と題した政策¹を発表した。その主な内容は、非対面型の税務調査、非対面型の申立及び納税者憲章である。

その後、CBDTは、電子税務調査スキーム2019と、その新たな政策「透明性のある課税～誠実な納税者に対する敬意～」（電子税務調査スキーム2019の改称、非対面型の税務調査スキーム2019を含む）との整合性を取るため、[通達](#)²を公表している。さらにCBDTは、非対面型の税務調査スキーム2019等に基づき、税務当局の管轄を再構築して通知するための指令も発出している。

2020年9月18日、インド政府は、下院に「2020年税法及びその他法律（特定の規定の緩和及び改正）に関する法案」を提出した（2020年9月19日に下院で可決）。本法案は、インド国内の税法の規定に基づき、特に非対面型の税務調査スキームを組み込むことを目的としている。また、効率性、透明性及び説明責任を伝えることを目的とし、非対面型手続の対象範囲がその他様々な手続まで拡大されている。主な要点は、以下のリンク先に記されている。

[Tax Alert | Delivering clarity](#)（Deloitte India 23 September 2020（英語、PDF））

3. CBDTが非対面型の申立スキーム2020を通達

CBDTは、2020年9月25日付で通達を公表し、非対面型の申立スキーム2020について通知を行った。主な要点は、以下のリンク先に記されている。

[Tax Alert | Delivering clarity](#)（Deloitte India 28 September 2020（英語、PDF））

4. 2013年会社法に基づいて示談可能な様々な犯罪を非犯罪化へ

インドの国会では、2013年会社法（Companies Act, 2013）を改正するため、会社法改正案2020が可決された。これは、様々な犯罪を非犯罪化し、特定の規定を緩和して、インドにおける事業運営を促進するためである。本改正案は、2013年会社法に基づいて示談可能な様々な犯罪を非犯罪化し、特定の規定を緩和して、インドにおける事業運営を促進するこ

¹ [Tax Alert | Delivering clarity](#)（Deloitte India 20 August 2020（英語、PDF））

² [Tax Alert | Delivering clarity](#)（Deloitte India 20 August 2020（英語、PDF））

とを目的としている。2013 年会社法における今回の改正は、2019 年 9 月に設置された会社法委員会（Company Law Committee）の提案に基づくものである。主な要点は、以下リンク先に記されている。

[Tax Alert | Delivering clarity](#)（Deloitte India 24 September 2020（英語、PDF））

5. 防衛産業における外国直接投資（Foreign Direct Investment :以下「FDI」）政策

2020 年 5 月 16 日、インド政府は、自立したインド（Atmanirbhar Bharat）の実現に向けた早期投資における政策の改革を発表し、「Make in India」政策による国防生産の自立を強めている。また、インド政府は、自動承認ルートによる防衛関連の製造業における FDI の上限を 49%から 74%に引き上げることを発表した。

さらに、インドの商工省産業国内取引促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Ministry of Commerce & Industry）は、防衛産業に係る 2017 年度統合版 FDI ポリシー（以下「FDI ポリシー」）の改正について、プレスノート³を出した。このプレスノートの内容は、外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act）の通達日より有効となっている。

当該プレスノートにあるとおり、FDI ポリシーの改正に関する要点は、以下リンク先に記されている。

[Tax Alert | Delivering clarity](#)（Deloitte India 21 September 2020（英語、PDF））

重要な判決

1. 納税者が国際仲裁手段で訴訟を起こすことを選択 ～資産の間接譲渡益に係る遡及課税～

この訴訟は、外国企業の株式取得により 2007 年に納税者が得たインドの資産に係る争いに関連したものである。この取引は、会社の設立先は香港だが税法上の居住先はインドのケイマン諸島である当該外国企業の全株式をオランダの企業が取得し、インドの資産の支配権を得たものである。

インドの最高裁判所が納税者側の主張を認める判決を下した一方で、インド政府は法律の遡及的改正に動いた。この法律の改正により、インドが当該間接譲渡に係る課税を行えるようにし、改正が遡及的に適用できるものとして最高裁の判決を事実上覆した。その後、納税者は、インドとオランダ間の投資促進保護協定（India-Netherlands Investment Promotion and Protection Agreement）に基づき、国際仲裁を求める通知書を提出した。2020 年 9 月 25 日、オランダ ハーグにある常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration）の法廷で、納税者側の主張を認める判決が下された。

2. 裁判所／会社法審判所で認められたスキームに基づいた株式の割当による営業譲渡は、事業譲渡として非課税となる

高等裁判所⁴は、会社法のもと承認されたスキームに基づいた株式の割当による営業譲渡は事業譲渡⁵として課税対象にはならない⁶と判断した。事業譲渡として株式と引き換えに行われる営業譲渡の課税可能性は、訴訟の対象となっている。この訴訟はまだ最高裁による最終的な判決には至っていない。

3. 非課税オフショア供給から控除された税金は還付対象となる

裁判所⁷は、オフショア供給契約がインドでは課税対象とはならないが、インドの取引先により源泉徴収されている場合、納税者はその源泉徴収された税金の還付を受けることができると判断した。

4. 出向社員の給料立替額の精算金の支払は、技術サービス料として課税対象外となる

裁判所⁸は、出向社員の給料立替額の精算金の支払はインド国内の税法に従い、技術サービス料として課税対象にはならないとの判決を下した。したがって、この支払は、インドで源泉徴収税の対象とはならない。出向社員の給料の立替額の精算金の支払に係る源泉徴収税の課税の対象となるか否かについては、訴訟の対象となり、判決は事実のみに基づき下されている。

また、この判決では、次の原則を命じている。出向社員がインドの会社の社員であり、そのインドの会社が、給料の支払について源泉徴収税を支払っている場合、非居住企業の当該出向社員の給料の立替額の精算額の支払は（本国での支払の便宜上行われているだけのことであり）、インドにおいては課税の対象とはならない。

3 (2020 series) dated 17 September 2020 (the 'Press Note')

4 Areva T&D India ltd (now known as GE T& D India Ltd) v. CIT (Tax case appeal no 673 of 2018) (Madras High Court)

5 個々の資産や負債に金額を代入することなく一括払の対価による営業譲渡は、インドでは税務上、一般的に事業譲渡とみなされている

6 section 50B of the Income-tax Act, 1961.

7 ABB AB. v. DCIT (ITA No. 464/Bang/2018 and 2878/Bang/2019) (Bangalore Tribunal)

8 Boeing India Pvt. Ltd. v. ACIT (ITA No. 9756/Del/2019) (Delhi Tribunal)

5. 非居住者への購入代金の支払から税金を源泉徴収しないことが認められる

デリーの裁判所は、非居住者への（原材料や部品などの購入代金の）支払から税金を源泉徴収しないことを認めないとするインド国内の税法の規定が居住者への同様の支払と比較して差別的であるとの判決を下した。したがって、日印租税条約の無差別に係る規定⁹に従い、同じく適用されないこととなる。

また、この判決は、次の原則を支持している。その適切な租税条約の無差別に係る規定を考慮し、インド国内の税法に従って、居住者に支払が行われる際に税金を源泉徴収しないことが認められている場合には、（インドに恒久的な拠点を有する）非居住者に支払が行われる際にも同様に税金を源泉徴収しないことを認めるという原則である。

6. 企業買収に伴い計上されたのれんは償却可能

裁判所¹⁰は、1961年所得税法（Income-tax Act, 1961）の規定¹¹に基づき、企業買収に伴い計上されたのれんの償却を認めるとの判決を下した。企業買収に伴い計上されたのれんの償却の許容性が訴訟の対象となり、裁判所による判決は、いずれの訴訟においても事実に基づき下されていることに留意されたい。そのため、申告を行う前に税理士に相談することが重要である。

9 Article 24(3)

10 Geodis Overseas Pvt. Ltd. v. DCIT (ITA No. 2305/Del/2015) (Delhi Tribunal)

11 Section 32 of the ITA

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

International Tax and M&A インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia btimbadia@deloitte.com

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni kpawan@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して"デロイトネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001